

「

総合調整局	危機管理監に係る職務の担当区分	1 危機管理に係る総合調整に関すること。			1 危機管理に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
		1 県の政策及び施策の総合調整に関すること。			
		2 政策評価に関すること。			
		3 庁議に関すること。	1 庁議を開催すること。		
秘書課	総合調整局長室に関すること。	4 総合調整局長室に関すること。			
		1 皇室に関すること。	1 行幸啓等に関すること。 2 献上品に関すること。 3 御下賜品等に関すること。		
		2 儀式に関すること。			
		3 知事及び副知事の秘書に関すること。	1 行事日程に関すること。		
		4 栄典に関すること。	1 叙位叙勲に関すること。 2 褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による褒章に関すること。		

		5 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年熊本県条例第66号）の施行に関すること。		1 同条例第5条の規定による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。	
	広報課	1 広報に関すること。	1 広報の企画を決定すること。 2 広報功労者を表彰すること。	1 広報研修計画を決定すること。 2 市町村広報活動の支援及び実態調査に関すること。 3 広報広聴審議会の開催に関すること。	1 広報誌の原稿作成に関すること。 2 庁内広報及び写真広報に関すること。 3 日本広報協会に関すること。 4 テレビ及びラジオの放送に関すること。
		2 広聴に関すること。	1 広聴の企画を決定すること。	1 広聴事業の実施に関すること。	1 陳情、投書等に関すること。
		3 県政記者会との連絡及び県政記者室に関すること。		1 県政記者室に関すること。	1 県政記者会との連絡に関すること。
		4 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関すること。			1 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関すること。
		5 県民運動の連絡調整に関すること。			1 県民運動の連絡調整に関すること。
総務部	人事課	1 行政組織に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。		1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）第3条の規定に基づき組織の改廃等を人事委員会に通知すること。

に改める。

別表第3 総務部人事課の項第9項部長専決事項の欄中「部課（総室・室）」を「部（局）課」に、「部課（室）」を「部（局）課」に改め、同表同部私学文書課の項第2項分掌事項の欄中「部長」を「部（局）長」に改め、同表同部管財課の項第3項知事決裁事項の欄中「部長」を「部（局）長」に改め、同表同部防災消防課の項第4項部長専決事項の欄中「課（総室・室）長」を「課長」に改め、同表農政部農業団体金融課の項第2項課長専決事項の欄中「部長」を「部（局）長」に改める。

附 則
（施行期日）